

告 示

埼玉県労働委員会告示第二号

埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年八月三十一日

埼玉県労働委員会会長 青 木 孝 明

埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県労働委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号イ中「第四条第一項第九号」を「第四条第一項第八号」に改める。

附 則

この告示は、令和三年九月一日から施行する。